

部活動規定

1. 部

- (1) 文化・体育部は、文化的活動、身体活動を通じて心身の望ましい発達を目指す。西京極中学校生徒によって構成する。
- (2) 生徒会のもとに置かれ、その指導に従う。部に(1)の項の目的に反することがあったとき生徒会及び部長会は、部の停止、等の措置をとることができる。(部長会討議を経て生徒会) また、生徒会指導の先生と顧問が協議の上、措置をとることもある。
- (3) 部は次の要件を満たした時に設置することができる。
 - ① 顧問となる教員がいる。
 - ② 活動の場が確保されている。
 - ③ 積極的に活動しようとする生徒がいる。
- (4) 年度当初、新たに部を設置しようとする時には、上記(3)の要件を満たした上で、職員会議の承認を経て同好会として発足し、活動を開始できる。
- (5) 部活動が運営上困難な状態になった場合、職員会議の承認を経て休部とする。
- (6) 休部となっている部の存続については、職員会議で審議し、廃部が決定されれば、次年度からの部員募集は行わない。

2. 部員

- (1) 入部は自由意思による1種目とする。1学期の転部は原則として認めない。入退部は担任及び顧問の許可を必要とする。
- (2) 顧問は部員の生活、行動などによって必要とあれば退部させることができる。
- (3) 部長は部員の互選によって選出され、顧問が認証する。
- (4) 部長は顧問の指示に従って部の諸活動をリードして部の中心となる。

3. 活動

- (1) 活動は顧問の認めた計画にもとづいて行う。
- (2) 活動は心身の状態を考え規律正しく節度を守って行う。
- (3) 活動場所、器械器具の使用後は、整理、整頓に努める。
- (4) 活動場所の時間の割り当ては、顧問会議の決定による。
- (5) 活動を休む場合は、顧問または部長に届ける。
- (6) 活動時間は平日は2時間程度、休日は3時間程度を原則とする。

(7) 活動は、清掃終了後、下記の時間の間で行う。

| 期 間 | 終了時間 | 完全下校 | 延長時完全下校 |
|----------------|-------|-------|---------|
| 4月 1日～9月 15日 | 17：45 | 18：00 | 18：30 |
| 9月 16日～10月 31日 | 17：15 | 17：30 | 18：00 |
| 11月 1日～学年末テスト | 16：45 | 17：00 | 17：30 |
| 学年末テスト明け～3月31日 | 17：15 | 17：30 | 18：00 |

(8) 土日、祝日及び休暇中の活動は、顧問の指導を必要とする。定期テスト期間中及び1週間前は原則として活動を停止する。

(9) 公式試合2週間前(中体連・各競技協会や連盟主催)から5回程度延長30分可能。

朝練習も2週間前から5回程度可能。ただし、日没時間が早くなったり緊急時には延長を認めない場合もある。その日、延長と朝に活動をする部活動は、職員室の前のホワイトボードに書き、事前に係に申し出ること。

(10) 朝練習は下記の条件のもとで活動をすることができる。

- ① 公式試合2週間前から5回程度活動可能とする。
- ② 活動時間については、準備も含め、午前7時30分～8時15分を目安とする。
- ③ 朝読書に遅れず、授業に支障がでないように指導をすること。
- ④ 生徒の登校時間をしっかりと指導した上で顧問がそれまでに出勤すること。

(11) 休祝日・休業中の活動時間は、原則午前8時30分から午後5時までとする。

(12) 部の活動停止日は、原則次の通りとする。

- ① 入学式・卒業式の前日及び当日
- ② 始業式・着任式の当日
- ③ 体育祭・文化祭の前日及び当日
- ④ 定期テスト1週間前より最終日を除くテスト期間中まで
- ⑤ 宿泊を伴う校外学習日の前日
- ⑥ 校外学習日・離任式
- ⑦ 右京支部授業研修会、校内の一斉研究授業日
- ⑧ 夏季休業中の学校閉鎖日及び冬季休業中の学校閉鎖日
- ⑨ その他、職員会議等で部活動停止を定めた日

(13) 公式戦及びコンクール・発表会が上記(12)と重なるときは、顧問の直接指導のもと時間・人数などを配慮し、活動を認める。

(14) 休養日は、土日のいずれか1日、平日1日の週2日以上の休養日を設けること。

平日の休養日は、原則学校で統一した曜日に設定するが、学校行事やテスト前等で部活動停止の日がほかにある週は、その日を平日1日の休養日として充てることができる。

長期休業中の平日1日の休養日は各部で設定することとする。

(15) 校外での活動の際、移動は徒歩または公共交通機関、貸し切りバスなどを利用すること。自家用車やレンタルしたマイクロバス等、教職員や保護者が運転する車で生徒を移動させてはならない。

(16) 部費を徴収する場合は、必ず年度ごとに保護者に対して会計報告を行う。